

前回からの主な変更点等

| 前回いただいたご意見等 | 変 更 点 |
|---|--|
| 1 計画の評価の方法について (湊委員より) | ・計画の中で、自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取り組みの進捗管理及び評価については、「自己評価シート」により当市における評価を行い、茨城県に提出することで、客観的な評価に努めています。 |
| 2 新型コロナウイルスに関するもの、災害に関するものを計画に盛り込む（委員長より） | ・別紙1のとおり、前回資料の「6 地域支援事業」のあとに入ります。 |
| 3 高齢者を狙った犯罪や消費トラブルについての対応について（下条委員より） | ・別紙2のとおり、基本目標3が差し替えになります。 |

7. 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、全国各地において地震や風水害、土砂災害など甚大な自然災害が頻発しており、令和2年7月豪雨では、熊本県の特別養護老人ホームで入所者14人が犠牲になるという痛ましい被害も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、これまでの生活を大きく変貌させ、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避けるための新しい生活様式に沿った、高齢者福祉・介護体制の整備が急務となっています。

本市ではこのような状況を踏まえ、以下のとおり災害や感染症対策に係る体制整備を進めていきます。

【災害対策】

自然災害に対しては、被害を未然に防ぐための予防対策と、災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるための対策が重要です。市では、福祉施設等を避難施設として使用する協定を結ぶなど関係機関と連携を図っていますが、地域防災計画における要配慮者^{*}に対する災害予防対策や安全確保対策等に基づき、支援が必要な高齢者を的確に把握し、安全かつ確実に避難させるため、さらに関係機関との連携を強化し対策を講じていきます。

介護保険施設等においては、自力避難が困難な方も多く利用されており、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

そのため、市では日頃から各事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動に取り組んでいきます。

また、各事業所等に、個々に策定している災害に関する具体的計画を常に意識し、食糧や生活必需品などの物資の備蓄・調達状況を確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等を確認するよう促し、災害への備えを図っていきます。

^{*}要配慮者：災害発生時に避難等において特に配慮を要するとされる、高齢者、障がい者、乳幼児等

【感染症対策】

日頃から各事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行っていきます。

市では、各事業所等で感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、各事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を行っていきます。

また、災害時に開設する避難所では、3密状態になりやすく、新型コロナウイルス等の感染症への感染リスクが高くなると考えられるため、避難所開設時における感染症対策として、対応基本方針に基づき、密集・密接を避けるためのスペースの確保、動線の工夫、換気や衛生対策の徹底などに努めていきます。

さらに、新型コロナウイルスとの共存「ウィズ・コロナ」が続く中で、新しい生活様式を踏まえた介護予防などの新たな形を模索していきます。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの深化

(中略)

(2) 安心・安全対策

【現状】

高齢化の進展に伴う要介護や認知症高齢者の増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、様々な関係機関との連携による支え合いや地域全体で高齢者を支える体制づくりが重要となります。

平成 31 年度には笠間警察署と位置情報端末機利用者の情報共有協定を締結し、円滑な捜索態勢の構築を図っています。

また近年、高齢者を狙った「還付金詐欺」などの悪質で巧妙な手口の犯罪や消費者トラブル等、本市においても多発しており、笠間市消費生活センターに寄せられている 60 歳以上の方の相談件数は全体の約半数を占めています。

【課題】

地域のつながりが希薄になるなかで、人と人との絆を大切にした地域の支え合いの輪を広げ、市民との協働により主体的に地域で支え合える仕組みづくり推進し、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して最期まで過ごすことのできる地域づくりを強化していく必要があります。

見守り協定や徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業をはじめ、様々な地域資源の活用により、市民が主体となり、自助と互助の役割を重視した、つながり、支え合う地域づくりが必要です。

現在の見守りあんしんシステム事業は、固定電話回線を必要とした通報装置ですが、近年の携帯電話の普及により、固定電話回線未契約の高齢者世帯も増加しているため、そのような高齢者を取り巻く環境の変化にも対応した見守り事業を検討していく必要があります。

また、実施事業については広報等により周知啓発を行い、支援につなげていく必要があります。

近年多発する集中豪雨や地震などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症発生時の支援・応援体制の構築が必要になっています。

高齢者を狙った犯罪や消費者トラブルについては、高齢者が被害者とならないよう啓発を図る必要があります。

【施策】

見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、民間事業所などに加えて、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなど、広く福祉関係団体とも連携を図ります。

また、地域住民の協働による高齢者のための交通安全の取り組みや防犯パトロールなど安心安全なまちづくりを目指す住民運動等への支援を行い、地域で支え合うという意識の向上を図るとともに、パトロールの担い手として高齢者へ参加を促します。

見守りが必要な方に対し、近隣の協力者による日常적인見守りのための「在宅ケアチーム」を構築するとともに救急対応が迅速にできるよう、緊急時に必要な情報書「救急医療情報キット」の設置を推進し、地域住民協力による見守り体制の構築を図ります。

また、認知症による徘徊高齢者等の捜索や身元不明者の確認をするために「徘徊 高齢者等 SOS ネットワーク」を活用し、地域住民の協力や関係機関、周辺自治体との連携による迅速な対応に努めます。

さらに、各種サービスの周知を図るため、広報等で啓発を行います。

災害・感染症対策として、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発・研修などを行うとともに、関係機関と連携を図りながら、災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を行っていきます。

高齢者を狙った犯罪や消費者トラブルについては、消費生活センターや笠間警察署と連携を図りながら相談体制を充実し、高齢者が被害にあわないよう市民団体「消費者友の会」が実施している出前講座を活用し啓発を図っていきます。

基本目標 4 質の高い介護サービスの基盤整備

地域のニーズにあった在宅ケアや、働きながら要介護者等を在宅で介護する家族等の就労継続や負担軽減を図るため、必要となる居宅サービスや施設サービス、相談支援の充実に努め、自立した生活の継続を目指します。

(1) サービス体制

【現状】

被保険者が介護保険のサービスを受けるためには、その前提となる要介護認定を受けなければなりません。認定にあたっては、認定調査員が対象者の心身の状況や日常生活動作の様子等を調査し、記載する認定調査票と、主治医が対象者の心身の状況や介護が必要となる要因となった病気について記載する「主治医意見書」を基に、医療・保健・福祉の専門職で構成される介護認定審査会により審査・判定されます。

要介護認定を受けた被保険者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランに基づき、その人に合った、必要とされるサービスの提供を受けることとなります。

介護保険のサービスは、在宅のまま受ける居宅サービス、施設に入所して受ける施設サービス、生活環境を整えるサービスに大別され、それぞれ、指定を受けた事業者が、利用者と契約してサービスを提供します。

また、介護保険制度の苦情が寄せられた場合には、相談者のニーズに即応できるよう、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業者等で、情報交換や連絡・調整に努めています。

【課題】

要介護認定にあたっては、調査・審査ともに判定基準の統一性を保ち、公平・公正・適正な認定となるよう、調査員・審査会委員の技術的な向上を図っていく必要があります。

また、今日、介護のために仕事を辞める、いわゆる「介護離職」が社会的な問題となっています。サービスの提供にあたっては、必要とする人が必要なサービスを受けられるように、多様なサービスを提供する体制を整えていく必要があります。

各事業所では、工夫を凝らしながら基準を満たすサービスを提供していますが、介護人材実態調査の結果では、介護職員の入職・離職率はともに18パーセント台と高く、「介護職員の離職」も大きな問題であり、要介護者の増加に伴うサービス需要の増加に対応するための人材確保とともに、介護職に就いた人材が長く働けるようにする定着への支援、介護スキルの向上や負担軽減など総合的に取り組む必要があります。

また、総合的な相談窓口として中心的役割を果たしている、地域包括支援センター等の職員についても、同様にスキル向上及び人員の適正配置に引き続き努める必要があります。

【施策】

認定調査員については、適正な調査が実施できるよう人員の確保に努めるとともに、客観性を確

保し調査結果にばらつきが生じないように、調査員の研修を行い調査スキルの向上を図ります。

認定審査会においても、合議体の違いによる判断のばらつきが生じないように、客観性の確保に努めるため、県が実施する研修に定期的に参加するなど、委員のスキル向上に努めます。

また、審査会の開催にあたっては、web会議の導入や資料のオンライン提供など、迅速な開催と事務の効率化を図るため、ICTの活用を検討していきます。

介護サービスの提供については、多様化するニーズに応えるとともに、今後到来する高齢者人口の減少局面においても、適切なサービス提供が維持できるよう、サービスの必要量を見極めながら体制整備を図っていきます。

高齢者等が介護を要する状態になっても、在宅での生活を継続できるようにするためには、適時適切に機能回復を図ることが重要です。リハビリテーションの利用状況を把握し、必要な提供体制を確保していくほか、通所介護や訪問介護など、要介護者本人が生活する上で必要なサービスはもとより、介護する人の負担を減らすために必要なサービスを提供できるよう、サービス体制を構築していきます。

また、介護人材の確保については、介護職員のスキルアップや働きやすい環境づくりの促進のため、市民や事業所に対し、国や県の取り組みに関する情報を提供するとともに、介護健診ネットワークシステムの活用促進を図り、情報共有や事務の効率化に取り組みながら、かさまケアマネ会や社会福祉協議会、サービス事業者など、関係諸団体との関わりの中においても、介護人材の確保、定着、育成につながるための情報交換や支援に取り組みます。

市民の苦情に対しては、本市の受付窓口で1次対応を行い、県や国保連合会などの関係機関と連携をとりながら、迅速な解決に努めていきます。

なお、苦情・相談についても、相談者のニーズに応えながら、オンライン相談等多様な相談手法の確保を検討していきます。

【実施事業等】

| 事業名称等 | 事業概要 |
|-----------------|---|
| ①介護認定調査 | 心身の状況を調査員が訪問して調査します。 |
| ②認定審査会 | 調査に基づく判定結果と主治医の意見書をもとに介護の必要度合いを総合的に審査判定します。 |
| ③相談窓口・苦情処理体制の充実 | 来庁者、電話及び郵便等による相談や苦情に対する問題の迅速な解決を目指します。 |
| ④居宅サービスの提供 | 介護保険法に基づき、市民の需要へ十分対応できるよう、居宅サービスを提供します。 |
| ⑤地域密着型サービスの提供 | 要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを提供します。 |
| ⑥施設サービスの提供 | 在宅生活が困難になった要介護高齢者を支えるため、現在活用可能な施設及び定員数を維持します。 |
| ⑦居宅介護サービス事業所の指定 | 県からの権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定を行います。 |